



各位

平成20年7月1日

**件名：輸出貨物のコンテナ扱いに係わる取り扱いの変更について**

7月1日より輸出貨物のコンテナ扱いを認める条件が一部変更になり、従来より厳しくなりました。

ご案内のことと存じますが、貨物を保税地域外でコンテナに積込み、コンテナヤードに搬入後輸出申告を行う、いわゆるCY直搬の場合には、事前に税関に「コンテナ扱い」の申請を行って許可を得る必要がございます。このコンテナ扱いを認める条件が7月1日から一部変更になりました。

具体的には、

1) 税関の検査・審査により、関税に関する法令に従っていない事が発見されたこと（申告外物品の発見等）、法令に従っていないおそれがあると税関に指摘されて申告を撤回したこと（他法令の許可・承認漏れ等）があった場合、しばらくの間コンテナ扱いを認めて貰えなくなります。この期間が従来の1年間から2年間に延長されました。

2) 従来コンテナ扱いを認める条件は「新規に貨物を輸出する場合でないこと」とされ、過去1年以内にLCL等の小口貨物でも輸出の実績があれば認められていました。これが、「過去1年間以内にコンテナにより貨物（混載貨物を除く）を輸出した事があること」に変更されました。これにより、輸出実績が多数あっても、LCL等小口のみの実績しかない輸出者にはコンテナ扱いが認められないこととなります。

これらの変更の背景には、最近、コンテナ扱いを行う輸出者が増加する中で、輸出申告された貨物と、実際に積込まれている貨物との相違が検査等により発見される事案が多く発生している事、また、新規の輸出者が数回の実績のみでコンテナ扱いを取得して輸出申告を行い、申告後に問題が発生するケースが多発している事等があるためです。

既に定期的にコンテナ扱いでの申告を行われているお客様には特に影響は無いと存じますが、LCLが多く、ごく稀にコンテナ扱いでの輸出を行われているお客様、複数の関連会社名等で輸出申告を行われているお客様は、「過去1年間以内のコンテナによる輸出」の条件に十分ご留意頂きますようお願い申し上げます。

また、上記条件確認の為、過去のドック・レシート等実績を示す書類を税関から要求する場合がありますので、その節はご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

何かご質問等がございましたら、どうぞお気軽にご連絡下さい。

**添付資料 関税法基本通達67-1-20 新旧対照表（抜粋）**

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372~3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>

新旧対照表（抜粋）

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】  
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸出貨物のコンテナ扱い)</p> <p>67-1-20 コンテナを利用して輸出（積戻しを含む。以下この項において同じ。）される貨物をコンテナに詰めたまま輸出申請し、許可を受ける場合の取扱い（以下この項において「コンテナ扱い」という。）は、次による。</p> <p>(1) コンテナ扱いを認める条件</p> <p>コンテナ扱いは、次に掲げる各条件を充たす貨物で、検査を実施する場合に支障がないものについて認めるものとする。</p> <p>イ 輸出者が次のいずれにも該当していないこと。</p> <p>① 過去3年間に輸出に関し関税に関する法令の規定に違反して処罰されたこと。</p> <p>② 過去2年間に税関の審査・検査により、輸出に関し関税に関する法令に従っていないことが発見されたこと（例えば、申告外物品が発見された場合）又は関税に関する法令に従っていないおそれがあると税関に指摘され申告の撤回をしたこと（例えば、他法令の許可・承認等を必要とする貨物であることが税関に指摘され申告を撤回した場合）。ただし、単なる誤記又は記入漏れその他の明らかに単純な誤りに起因する場合は除く。</p> <p>③ 過去3年間に外国為替及び外国貿易法第48条（（輸出の許可等）の規定に違反して処罰されたこと。</p> <p>ロ 輸出者が過去1年以内にコンテナにより貨物（混載貨物を除く）を輸出したことがあること。</p> <p>ハ 複数輸出者に係る貨物が同一コンテナに詰め込まれるものでないこと</p>	<p>(輸出貨物のコンテナ扱い)</p> <p>67-1-20 コンテナを利用して輸出（積戻しを含む。以下この項において同じ。）される貨物をコンテナに詰めたまま輸出申請し、許可を受ける場合の取扱い（以下この項において「コンテナ扱い」という。）は、次による。</p> <p>(1) コンテナ扱いを認める条件</p> <p>コンテナ扱いは、次に掲げる各条件を充たす貨物で、検査を実施する場合に支障がないものについて認めるものとする。</p> <p>イ 輸出者が次のいずれにも該当していないこと。</p> <p>① 過去3年間に輸出に関し関税に関する法令の規定に違反して処罰されたこと。</p> <p>② 過去1年間に税関の審査・検査により、輸出に関し関税に関する法令に従っていないことが発見されたこと（例えば、申告外物品が発見された場合）又は関税に関する法令に従っていないおそれがあると税関に指摘され申告の撤回をしたこと（例えば、他法令の許可・承認等を必要とする貨物であることが税関に指摘され申告を撤回した場合）。ただし、単なる誤記又は記入漏れその他の明らかに単純な誤りに起因する場合は除く。</p> <p>③ 過去3年間に外国為替及び外国貿易法第48条（（輸出の許可等）の規定に違反して処罰されたこと。</p> <p>ロ 輸出者が新規に貨物を輸出する場合でないこと。</p> <p>ハ 複数輸出者に係る貨物が同一コンテナに詰め込まれるものでないこと</p>

新旧対照表（抜粋）

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】  
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>と。</p> <p>ニ (5)の規定により本制度の適用を中止した輸出者について、その中止の日から1年が経過していること。</p> <p>(2) コンテナ一扱い申出書の提出 コンテナ一扱いを受けようとする者は、貨物をコンテナ一に詰め込む前に「コンテナ一扱い申出書（個別・包括）」（C-5240）2通及び(1)ロの実績を<u>確認する</u>ための書類（例えば、ドック・レシート等）を当該貨物の輸出申告を行う税関官署の通関部門に提出するものとし、税関は、これを認めるときは、うち1通に審査印を押なつて返付する。</p> <p>この場合において、長期契約等に基づいて恒常的に輸出される貨物については、税関が適当と認める場合には、一定期間（最高1年）について包括的にこの手続を行うこととして差し支えないものとする。</p> <p>なお、税関は、必要と認めるときは、コンテナ一扱い申出書に当該貨物に係る取引関係書類の<u>添付又は提示を求め</u>るものとする。</p> <p>(3)～(5)（省略）</p>	<p>と。</p> <p>ニ (5)の規定により本制度の適用を中止した輸出者について、その中止の日から1年が経過していること。</p> <p>(2) コンテナ一扱い申出書の提出 コンテナ一扱いを受けようとする者は、貨物をコンテナ一に詰め込む前に「コンテナ一扱い申出書（個別・包括）」（C-5240）2通を当該貨物の輸出申告を行う税関官署の通関部門に提出するものとし、税関は、これを認めるときは、うち1通に審査印を押なつて返付する。</p> <p>この場合において、長期契約等に基づいて恒常的に輸出される貨物については、税関が適当と認める場合には、一定期間（最高1年）について包括的にこの手続を行わせることとして差し支えないものとする。</p> <p>なお、税関は、必要と認めるときは、コンテナ一扱い申出書に当該貨物に係る取引関係書類を<u>添付させ、又は提示させ</u>るものとする。</p> <p>(3)～(5)（同左）</p>